

家畜市場密集防止対策支援事業に係るQ&A

令和4年3月版

(問1) この事業の目的は何ですか。

(答)

1. 家畜市場は、家畜の出荷者に加え、全国から購買者が集まるため、売場やその付近で人が密集し、新型コロナウイルスの感染リスクが高くなりやすいという特徴があります。
2. このような中で、円滑な取引が継続されるためには、人の密集状態を回避し、感染リスクの低減を図る必要があります。
3. このため、感染リスクを低減するために必要となる機器・設備の導入を支援し、業務の停滞を防止することにより、円滑な家畜流通の確保を図ることとしています。

(問2) 事業内容を教えてください。

(答)

本事業の支援内容は以下のとおりです。

1. 基本設備

家畜市場における人の密集状態を回避し、業務の停滞防止に資する以下の機器・設備の導入を支援。

- (1) 家畜の監視や脱走防止のための機器・設備
- (2) 誘導路の人の密集を防止するための機器・設備
- (3) せり場内の人の密集を防止するための機器・設備

2. 付随設備

1. の(1)から(3)(以下、このQ&Aにおいて単に(1)から(3)と略称します)の機器・設備を導入するにあたり、付随して必要となる機器・設備の導入を支援。ただし、2の取組は(1)から(3)の取組と一体的に実施する場合に限りです。

なお、(1)から(3)の全てに取り組まなければならないわけではなく、家畜市場ごとの事情に応じて必要な取組を選択してください。なお、複数の取組を選択することも可能です。

(問3) 予算額、実施箇所数、実施期間を教えてください。

(答)

1. 令和4年度の予算額は50,000千円です。

2. 実施箇所数に制限はありません。予算額の範囲内で採択することとなります。
3. 実施期間は、原則として補助金の交付決定を受けた年度の年度末までとなります。

(問4) 補助率を教えてください。

(答)

1. 基本設備の(1)から(3)の取組に係る補助率は定額とし、(1)から(3)それぞれの取組ごとに上限10,000千円となります。
2. 付随設備の取組に係る補助率は、 $1/2$ 以内とし、基本設備の(1)から(3)のそれぞれに対応する取組ごとに上限2,000千円となります。

(問5) モデル構築型の取組はなくなったのですか。

(答)

1. 令和3年度事業で措置しておりましたモデル構築型の仕組みはなくなりましたが、引き続き、複数の取組を実施することは可能です。
2. ただし、基本設備の(1)から(3)の取組の補助上限はそれぞれの取組ごとに10,000千円となります。

(問6) 補助対象となる経費を教えてください。

(答)

補助対象となる経費は以下のとおりです。

1. 基本設備

(1) 家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備

外周柵、つなぎ柵、牛房柵、可動扉、監視装置(監視カメラ、モニター等)及びこれらに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修

(2) 誘導路の人の密集を防止するための機器・設備

自動誘導レール、簡易に測定可能な体高計及びこれに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修

(3) セリ場内の人の密集を防止するための機器・設備

せりシステム関連機器(システム、操作端末、応札器、モニター等)及びこれらに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修

2. 付随設備

家畜市場の施設や既存設備等の状況により異なるため、事業実施計画書で提案いただくこととしております。なお、付随設備導入の取組については、以下事例等を想定しております。

- (1) 脱走防止柵等の設置により不足する係留スペースの増設（柵設置等で縮小するスペース分に限る）
- (2) 誘導路内に自動誘導レールを設置する際に、移転や撤去が必要となる体重計や係留柵等の再配置・整備
- (3) 売場外からセリに参加するため、実際の家畜を確認できない購買者向けに子牛の体高や健康状態などを追加で表示するために必要となる体高計やシステムの改修

(問7) 問6の経費以外の経費は補助対象とはならないのですか。

(答)

1. 予算が限られる中、出来る限り多くの補助事業者が本事業を活用して新型コロナウイルスの感染拡大防止を図ることができるよう、基本設備の(1)から(3)の補助対象となる経費は問6の経費に限定しています。
2. なお、付随設備の機器・設備については、家畜市場の施設や既存設備等の状況により異なるため、事業実施計画書で提案していただくこととしております。

(問8) 問6の全ての経費を使用する必要はありますか。

(答)

1. 基本設備の(1)から(3)により新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るといふ事業効果が得られるのであれば、問6の全ての経費を使用する必要はありません。
2. 例えば、基本設備の(3)において、売場とは別室に設置してある既存のモニターを活用して売場以外からせりに参加できるようにするため、応札器を導入し、購買者の密集状態を解消しようとする取組も対象となり得ます。

(問9) 実施要件を教えてください。

(答)

実施要件は以下のとおりです。

- (1) 事業を実施する家畜市場の移転、廃止又は休止の計画がないこと。
- (2) 事業実施後において、現状と同じ又は現状を超える取引頭数が見込まれること。
- (3) 導入する機器・設備による効果が、成果目標（本事業を実施した家畜市場における新型コロナウイルスの感染拡大による市場開催の休止又は延期の発生防止）の達成に直結するものであること。

(4) 「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」(令和2年3月13日付け元生畜第1933号農林水産省生産局長通知) その他畜産関係団体が策定したこれに類するものに則した感染拡大防止対策を講じていること。

(問10) 事業を実施したいのですが、どうすれば良いですか。

(答)

1. 補助事業者は公募により決定します。公募は農林水産省のHP上で行います(※1)。事業実施を希望する方は、公募要領等に基づき申請書類を作成し、応募してください。
2. 受け付けた応募案件は、有識者により構成される選定審査委員会において審査を行い、補助金交付候補者を選定します。
3. 補助金交付候補者は、地方農政局(※2)への補助金交付申請等必要な手続きを行っていただき、原則として補助金交付決定を受けて事業に着手することとなります。

※1 : 公募 URL : <https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>

※2 : 北海道は北海道農政事務所、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局